



学校法人湯本学園 湯本保育園

〒025-0304 花巻市湯本 3-59

TEL&FAX 0198-27-2718

．．．目 次．．．

1	保育園とは	2
2	保育園の役割	2
3	湯本保育園の保育	2
4	保育の内容	4
5	保育の時間	4
6	保育園の休業日	4
7	保育園の一日	5
8	健康管理について	7
9	給食について	7
10	副食費について	8
11	けがや事故が起きた場合	8
12	非常災害時の対策について	9
13	苦情解決について	9
14	園からのお知らせ	9
15	保護者会について	10
16	子育て支援について	10
17	園からご家庭へのお願い	10
18	保育料について	12
19	延長保育について	12
20	その他届け出について	13



1 保育園とは

保育園は、児童福祉法に基づき、保護者の方が仕事や病気等の理由により日中家庭でお子さんを保育できない時、保護者にかわり、その児童を保護者の委託を受けて保育することを目的とする児童福祉施設です。

保育園は、家庭にかわって、一日の大半を過ごす所です。したがって、お子さんの最前の利益を考慮し、一人ひとりの個性を大切にしながら、心も身体も健やかに成長発達するように、援助することを基本としております。

2 保育園の役割

- (1) お子さんの健やかな成長のため、発達に合わせてきめ細やかにかかわりながら、保護者と共に子育てを行います。
- (2) 保護者の皆さまが、子育ての喜びを味わえるよう、相互理解を図りながら支援を行います。
- (3) 地域に開かれた保育園として、子育て家庭の支援を行います。
- (4) 子どもの人権を守るため必要な対応を行います。

3 湯本保育園の保育

(1) 保育理念

「心身ともに健康な子どもを育む」

～現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う～

(2) めざす子ども像

- ・元気な子ども
- ・やさしい子ども
- ・考える子ども

(3) 保育目標

- 【養護】…養護の行き届いた環境の下に、子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- 【健康】…安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- 【人間関係】…人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼関係を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養う。
- 【環境】…生命、自然及び社会の事象についての興味関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
- 【言葉】…生活の中で言葉への興味関心を育て、話したり聞いたり相手の話を理解しようとする言葉の豊かさを養う。
- 【表現】…様々な体験を通して、豊かな感情や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。
- 【保護者支援】…保護者の意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、援助する。

(4) 保育方針

- ① 受容を基盤とし、一人ひとりを大事にする保育を行う。
- ② 自己を十分に発揮できる環境を整え、養護と教育を一体的に行う。
- ③ 保護者との信頼関係を築きながら、子育て支援の拠点として、保護者への支援及び指導を行う。
- ④ 専門職としての自覚の下に、職員相互の連携と研鑽に努め、保育所の特性や専門性を生かした保育及び保護者支援を行う。
- ⑤ 一人ひとりの子どもの健康の保持及び増進並びに安全確保と共に保育園の子ども集団全体の健康及び安全を確保する。

4 保育の内容

- (1) 活動は、一人ひとりの個性や意欲を大切に、年齢・発育・発達に応じた保育課程に基づき行います。
- (2) クラス編成は、原則として年齢別としますが、人数の状況により合同クラスとする場合もあります。又、異年齢児との関わりを目的とした保育も行います。
- (3) 活動の内容によってはゆもと幼稚園との合同保育を行い、保育教育の充実を図ります。
- (4) 小学校との交流を行い、スムーズな接続を図ります。

5 保育時間

- (1) 保育時間は保護者の就労時間と通勤時間を加えた時間とします。
- (2) 保育園の開園時間は、7：00～19：00
 - ①保育標準時間 7：00～18：00（原則的な保育時間8時間）
 - ②保育短時間 8：30～16：30
- (3) 延長保育を利用する場合はあらかじめ書面での申請が必要です。

19 延長保育について

を参照してください。

6 保育園の休業日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 園長が特に休業を必要と認める日

7 保育園の一日

時間	日 課		
	0, 1, 2歳児	3, 4, 5歳児	
7:00	開園（順次登園） 手洗い・うがい 検温 あそび・活動 おやつ	開園（順次登園） 手洗い・うがい あそび	(1) 視診・健康状態の確認をしま す ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ (2) 検温をします ⇒ ⇒ ⇒ (3) 養護と教育に配慮した活動 (あそび)をします ⇒ ⇒ ⇒
10:00	排泄 午前寝	中心活動	① 養護 ② 健康
11:00	排泄 食事	排泄 食事	③ 人間関係 ④ 環境
12:00	あそび 排泄	あそび	⑤ 言葉 ⑥ 表現
13:00	午睡	排泄・着替え 午睡	(4) 生活習慣の確立への支援をし ます⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒
15:00	めざめ・排泄 着替え・検温 おやつ	めざめ・排泄 着替え おやつ	① 排泄 ② 食事 ③ 着脱
16:00	降園準備 (順次降園) あそび	降園準備 (順次降園) あそび	④ 睡眠 (1) 健康状態の確認をします
18:00	延長保育 補食	延長保育 補食	(5) 対象園児に合わせた延長保育 をします ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒
19:00	閉園	閉園	

(1) 視診・健康状態の確認について

- ・登園時にお子さんの顔色や身体の状態を見て健康状態を確認します。いつもと違った所がある場合はお聞きします。保護者の方が保育士に伝えたいことがあれば、引き渡し時に遠慮なくお伝え下さい。
- ・降園時においても健康状態を確認して、園での様子をお伝えしながら、保護者の方に引き渡します。 **8健康管理について** を参照。

(2) 検温について

- ・0, 1歳児は健康管理のため体温を測ります。

(3) 養護と教育に配慮した活動について

- ・湯本保育園の保育過程に基づき、年齢・発育・発達に合わせた保育を行います。
- ・理念、目標などについては **3 湯本保育園の保育** **4 保育の内容** のとおりです。

(4) 生活習慣の確立について

- ・湯本保育園の保育過程や食育計画に基づき、年齢・発育・発達に合わせた保育、支援を行います。

排泄…3歳未満児については時間の間隔を見ながら排泄を促します。

オムツは園で処理をします。

3歳以上児については自分の意思で排泄するように支援します。

食事…栄養士が子どもに必要な栄養量、季節、行事等を配慮した献立を作成します。

自園で調理し、適温で子どもたちに提供します。アレルギー児など個別に配慮が必要なお子さんにも対応した給食を提供します。 **9 給食について** を参照。

着脱…衣服のたたみ方も含め「自分でできた」を大切に一人ひとりに合わせた援助を行います。 **17園からご家庭へのお願い** を参照。

睡眠…乳幼児突然死症候群防止の為、0, 1歳児については睡眠チェックを行います。

(5) 延長保育について **19 延長保育について** を参照。

8 健康管理について

- (1) 病児保育は行っておりません。
- (2) 与薬は、原則行っておりませんが、必要な方はご相談ください。
- (3) 園での発熱や具合が悪くなった場合は保護者の方に連絡を致します。
(保護者の所在は、常にはっきりさせておいてください。)
- (4) 感染症の場合は、医師の許可もしくは園の指示があるまで登園を控えてください。
- (5) 感染症が流行した場合は、園での状況や予防対策についてお知らせしますので、お子さまの体調管理に配慮をお願いします。
- (6) 登降園時の視診は十分に行いますが、お子さんに変化があった場合は必ずお伝えください。
- (7) 園では次の通りの検診を行います。

内科検診（年2回）、歯科検診（年1回）、細菌検査（年1回）

体重測定（月1回）、身長測定（年4回）

なお、内科・歯科検診日に欠席した場合は各自、嘱託医での受診となります。

9 給食について

- (1) 手作り自園調理給食の提供

乳幼児期の食事は、子どもの心と身体の成長に大きな影響を与えます。保育園の食事は、栄養士が子どもの発育に配慮し、献立を作成します。手作り給食（おやつ）をモットーとし、調理に当たっては、衛生面、栄養上の特性、季節感、色彩等を考慮し、適温給食に努めております。また、保育者も一緒に食事をし、家庭的な雰囲気の中で個人差を見ながら適切な援助と指導を行います。

年 齢	給 食		おやつ
6 か月～2 歳児	ミルク～離乳食～幼児食	完全給食	2回（午前・午後）
3 歳児～5 歳児	幼児食	副食給食（ごはん持参）	1回（午後）

（2）アレルギー食の提供

食物アレルギーのお子さんに合わせ除去食を提供します。除去食の提供には、医師の診断書と指示書が必要になります。アレルギーの心配がある場合は園にご相談ください。

10 副食費について

3歳児～5歳児クラスの副食費は無償化の対象にならないため、毎月徴収します。

年 齢	主食費（ごはん）	副食費（おかず、おやつ）
6 か月～2 歳児	保育料の一部として花巻市へ納付	
3 歳児～5 歳児	家庭より持参	月額4,500円

なお、年収360万円相当未満世帯及び第3子以降は、副食費が免除されます。

第3子以降の数え方は、保育料算定方法と同様です。

<給食費の支払い>

保育園に現金支払いになります。

11 けがや事故について

- （1）日常の安全管理を徹底し、事故予防に努めます。
- （2）けがをした場合は、けがの程度に応じ、保護者に状況をお知らせし、かかりつけ医師を確認した上、医師の診察を受ける場合があります。
- （3）治療費が一定額以上の場合は、日本スポーツ振興センター・学校安全互助会（全員加入）より災害共済給付金が支払われます。

12 非常災害時の対策について

- (1) 緊急事態発生時には危機管理マニュアルに従い、子どもの安全に留意し、適切に対処します。
- (2) 非常災害から子どもを守るため、毎月の避難訓練と年1回の消防署員立ち合いの下、総合避難訓練を実施します。
- (3) 災害時、非常事態が発生した場合は、情報を収集し、保育園又は避難場所へ迎えに来てください。

まずは保育園へ

指定緊急避難所…湯本振興センター

指定避難所……………湯本小学校、湯本中学校、湯本社会体育館

※保護者の緊急連絡先は明確にしておいてください。

(変更があった場合は必ずご連絡ください。)

13 苦情解決

保育園に対してのご意見、ご要望及び苦情等がございましたら、いつでも遠慮なくお申し出ください。苦情解決担当者等、詳しくは園内に掲示しています。

14 園からのお知らせ

- (1) 園だより、給食予定献立表を毎月発行します。
- (2) お知らせ、お願い事項については必要に応じて発行します。
- (3) 玄関の掲示板でのお知らせの場合もありますのでご覧ください。

15 保護者会について

保護者と園が協力し合い園児の健全育成を図ると共に、保護者相互の親睦を図る為、保護者で組織する保護者会があります。

16 子育て支援について

入園前のお子さんを対象に月2回「ちびっこ広場」を開設しております。

- (1) 園舎、園庭の開放
- (2) 子育て相談
- (3) ミニミニ講座の開催
- (4) 給食の試食 など

17 園からご家庭へのお願い ～共に育てましょう～

<送迎>

- (1) 園への送迎は事故のないよう、保護者が責任を持って行ってください。
- (2) 登降園の際は、必ず、確認のため職員に引き渡してください。
- (3) 送迎者や時間の変更がある場合は必ず事前にご連絡ください。
- (4) 欠席などの連絡はできるだけ9：30までにご連絡ください。

<慣らし保育>

初めて、集団生活に入るお子さんが負担にならないように、保育時間を徐々に延ばしていくものです。個人差がありますので、お子さんの状態に応じて短縮、延長する場合があります。

<基本的な生活習慣>

- (1) 着脱や洗顔、歯磨き、うがい、手洗い、衣服をたたむなど生活に必要なこと、

散髪、爪切りなど身体を清潔に保つことなどの習慣をつけましょう。

(2) 遅くとも午後9時までに就寝し、午前6時に起床、朝食摂取、排便など生活リズムを整えましょう。

(3) 薄着の習慣をつけましょう。(大人より1枚少なく)

(4) 自分で着脱しやすい物を着せましょう。(鍵ホックをゴムに取り換える等)

(5) 持ち物はいつも清潔にし、名前をつけましょう。

(6) お菓子やおもちゃ類は持たせないようにしましょう。

<園からのお知らせ>

(1) 配布物や掲示板の情報については家族で共有しましょう。

(2) 報告が求められている場合は忘れずに期日までに回答をお願いします。

<個人情報について>

(1) 個人情報保護法に基づき情報の管理を行いますが、緊急時や小学校との連携など必要最小限の範囲で使用する場合があります。

(2) 行事の時などに、個人で撮影した写真等をインターネット上に投稿するような行為はお控えください。

ただし、外部団体から園児のステージ発表などの出演依頼を受け出演したのものに関しては、撮影、投稿等について管理しきれない場合もあります。ご不明な点は保育園にお問合せください。

(3) 園外行事等で放送局や新聞社の取材を受けた場合、テレビ放映や写真が掲載される等の可能性があります。支障がある場合は入園時に保育園にお知らせください。

<実費徴収について>

保育提供における便宜に要する費用のうち、実費を徴収することがあります。

例：絵本、保護者会費、スイミング等

18 保育料について

保育料は、「花巻市利用者負担額（保育料）基準額表」に基づいて花巻市が決定します。
保育料決定通知書により、次の方法で納付して下さい。（花巻市に納付されます）

※2号認定（3歳児以上）及び3号認定（3歳児未満）の非課税世帯は無償。

（1）納付方法…口座振替(原則)

（2）納付期限

<各種金融機関>

毎月末日（但し12月は25日）

末日が金融機関休業日の場合は翌日の金融機関開業日初日

※ 納期限を過ぎても未納の場合は督促状が送付され督促手数料が発生します。

（3）口座振替の手続き

指定する預金口座の取り扱い金融機関に「花巻市公金口座振替依頼書」を提出して下さい。（花巻市公金口座振替依頼書は市内指定金融機関窓口に備え付けています。）

※手続きの時期により、口座振替処理が間に合わないことがあり、一時期納付書による保育料納付となる場合がありますのでご了承ください。

19 延長保育について

<延長保育対象時間>

①保育標準時間認定のお子さんの延長保育時間 18:00～19:00

7:00	12:00	18:00	19:00
保育標準時間			①

②保育短時間認定のお子さんの延長保育時間 7:00～8:30 16:30～19:00

7:00 8:30 12:00 16:30 19:00

②	保育短時間	②
---	-------	---

<延長保育利用料>

延長時間区分	利用料 (1回)	利用料上限額 (1月)
1時間まで	300円	3,000円
1時間30分まで	400円	4,000円
1時間30分を超える時間	600円	6,000円

※同じ月において複数の延長時間区分を利用した時の利用したときの利用料上限額は、利用した最も長い時間の延長時間区分の利用料上限額となります。

例1：同月で1時間延長と1時間30分延長を利用した場合の利用上限額は4,000円となります。

例2：保育短時間認定のお子さんが7:00に登園し、17:30に降園した場合の延長保育料は400円+300円で700円になります。

<延長保育申込み>

延長保育申込書にて園に申請してください。

<延長保育料の支払い>

保育園に現金支払いになります。

20 その他届け出について

お子さんの保育環境等が変わった時は、次の届け出が必要です。

(1) 退所の届

①家庭での保育が可能になった場合

②市外に住所が変わる場合

③1ヶ月以上保育園を休む場合は退所となります。(疾病、その他)

(2) 変更の届

子どものための教育・保育支給認定申請書、入所申込書への記載内容に変更が生じた時

①退職、勤務先や就労状況の変更があった場合

②住所、家族の状況に変更があった場合

③保護者等の税額に変更があった場合

④その他

